

春季リニモ利用促進イベント開催業務 企画提案募集要項

1 事業名

春季リニモ利用促進イベント開催業務

2 委託業務の内容

「春季リニモ利用促進イベント開催業務委託仕様書」のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額限度額

金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額とします。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は、全額又は一部を免除します。

(4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 契約方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、契約を締結します。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

なお、本事業は東部丘陵線連絡協議会及び愛知高速交通株式会社の共催事業であるため、契約は東部丘陵線連絡協議会、愛知高速交通株式会社及び受託者の 3 者により契約を締結します。

(6) 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがあります。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(7) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めません。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合があります。

4 応募資格

応募の有資格者は、次のすべてに該当する者としてします。また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とします。この場合、共同企業体を構成するすべての事業者が（１）から（６）の要件を満たす者であることとします。

（１）企画提案書提出期限の時点において、令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿「（大

- 分類) 03. 役務の提供等」のうち、「(中分類 03. 映画等製作・広告・催事」の「(小分類) 02. 広告」及び「(小分類) 03. 催事」に登録のある者
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

5 応募方法等

(1) 企画提案に係る提出書類

- ア 企画提案書（様式 1 または様式 1 の内容を満たす任意の様式。A4 判、25 ページ以内。）
 - イ 見積書（各項目における経費積算の概要を記載し、宛名を「東部丘陵線連絡協議会会長」とすること。）
 - ウ 業務実施体制書（統括責任者、東部丘陵線連絡協議会との実務担当者等を記載したもの）及び経歴書（様式 2）
 - エ 添付資料
 - ① 会社の概要が分かる資料（パンフレット等でも可）
 - ② 誓約書（様式 3）
 - ③ 法人等の業務履歴（様式 4）
 - ④ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 5）
- ※④については、全ての項目に該当無い場合も、その旨記載して提出すること

(2) 提出部数

各 5 部（正本 1 部、副本 4 部）

ただし、上記「エ 添付資料（①～④）」については 1 部で可

なお、電子メールにより提出する場合は、提出書類一式を電子データで提出すること。

(3) 提出期限等

- ア 提出期限 2026 年 10 月 21 日（水）午後 5 時必着
- イ 提出先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2
愛知県庁本庁舎 5 階 都市・交通局交通対策課
E-mail : kotsu@pref.aichi.lg.jp
- ウ 提出方法 持参、郵送または電子メールによるものとする。（郵送の場合は、配達記録ができる方法によること）

(4) その他注意事項

- ア 企画提案は 1 法人・共同企業体につき 1 案とします。（複数の事業体で業務を実施する場合は 1 共同体あたり 1 案とし、業務実施における責任の所在を明確にすること。）
- イ 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しません。また、

提出資料は返却しません。

ウ 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 提出された企画提案書は、委託先決定のための資料であり、実施内容は東部丘陵線連絡協議会及び愛知高速交通株式会社と協議のうえ決定します。

オ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じません。

6 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案書について、東部丘陵線連絡協議会が設置する受託候補者選定委員会（以下、選定委員会）において書面審査を行います。なお、審査に当たり、必要に応じてヒアリングの機会を設ける場合があります。

イ 企画提案書を提出した者が5者を超える場合は、東部丘陵線連絡協議会において書類選考を行い、上位5者を選定委員会の対象とします。

ウ 選定委員会の際に、追加資料を配付することは認めません。

エ 書類選考及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないものとします。また、異議申し立ては認めません。

(2) 審査基準

選定委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

評価項目	評価内容
1 事業全般について	- 事業の実施体制は適切か（責任者の配置、人員配置、関係者との連絡調整体制、スケジュール等）。 - 類似業務の実績を有しているか。 - 見積金額は適正で、費用対効果の高い提案となっているか。
2 イベントの企画・調整について	- 開催目的及び事業趣旨を十分に理解した企画内容となっているか。 - リニモの利用促進につながる効果的な仕掛けが提案されているか。 - リニモウォーキングとの連携により、相乗効果が期待できる企画となっているか。 - 来場者の滞留や回遊を促す魅力的な企画が提案されているか。 - 出店者の選定方針及び店舗構成は適切であり、来場者の満足度向上が期待できるか。
3 会場運営について	- 会場レイアウト、運営方法は来場者の安全性及び利便性に配慮したものとなっているか。 - 荒天時を含めた安全管理及び危機管理対策が適切に提案されているか。
4 イベントの広報について	- 広報媒体の選定及び活用方法は適切か。 - イベントへの来場及びリニモ利用促進につながる効果的な広報戦略が提案されているか。
5 自由提案について	上記のほか、事業効果の向上につながる独自性・実現性のある提案がなされているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全企画提案者に対し通知します。

7 応募に関する問い合わせ

本業務に関する質問等がある場合は、2026 年 10 月 7 日（水）午後 5 時までに電子メール（任意様式）により提出してください。

受け付けた質問については個別に回答するほか、2026 年 10 月 14 日（水）までに愛知県の Web ページに回答を掲載します。

ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な審査を行うため受け付けません。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 質問受付期限 | 2026 年 10 月 7 日（水）午後 5 時 |
| (2) 質問に対する回答の公表 | 2026 年 10 月 14 日（水） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 2026 年 10 月 21 日（水）午後 5 時必着 |
| (4) 選定委員会（書面審査） | 2026 年 10 月下旬 |
| (5) 契約締結 | 2026 年 11 月上旬 |
| (6) 事業完了 | 2027 年 3 月 31 日（水） |

9 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑の実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行ってください。
- (2) 採用された企画の実行にあたっては、委託者と受託者との協議の上で内容を変更する場合があります。
- (3) 本事業は東部丘陵線連絡協議会及び愛知高速交通株式会社の共催事業であり、業務の実施にあたっては、両者と連携しながら業務を遂行するものとします。

10 問い合わせ及び書類提出先

東部丘陵線連絡協議会事務局

（愛知県 都市・交通局 交通対策課 鉄道第二グループ）

電話 052-954-6127（ダイヤルイン）

052-961-2111（代表）

E-mail kotsu@pref.aichi.lg.jp